

○信州大学医学部生命科学・医学系研究倫理委員会で徴収する審査手数料に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、信州大学医学部生命科学・医学系研究倫理委員会規程第17条第3項に基づき、信州大学医学部生命科学・医学系研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）で徴収する審査手数料について必要な事項を定める。

(審査手数料)

第2条 この申合せにおいて定める料金の額は、審査等の区分に応じ次のとおりとする。

- 一般審査 1件につき 200,000 円
- 迅速審査 1件につき 50,000 円
- 変更申請 1件につき 5,000 円

2 前項の規定にかかわらず、多機関共同研究の中央一括審査については、研究代表機関以外の共同研究機関からは、審査手数料を徴収しないものとする。

(申請手続)

第3条 研究責任者は、申請書類提出時に、別紙様式の研究倫理審査等申込書を医学部研究倫理事務局（以下「倫理事務局」という。）へ提出する。

2 事務局は、申請内容の確認を行い、不備がある場合は補正を求めることができる。

3 事務局は、申請受理後、審査区分を決定する。

(請求及び支払)

第4条 事務局は、審査区分を決定後、申請者に対し請求書を発行する。

2 研究責任者は、指定された期日までに支払うものとする。

3 支払方法は、銀行振込とし、振込手数料は申請者の負担とする。

4 倫理委員会は、期日までに支払が確認できない場合、審査を中止することができる。

5 迅速審査から一般審査に審査区分が変更となった場合、研究責任者は既に支払った手数料の差額を支払わなければならない。

(審査手数料の発生時期)

第5条 審査手数料は、申請が受理され審査手続に付された時点で発生するものとする。

2 既納の審査手数料は、審査の過程及び結果に関わらず、返還しない。

(収入の取扱い)

第6条 この内規に基づき徴収した手数料は、医学部の収入として取り扱う。

(庶務)

第7条 この内規に係る庶務は、倫理事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、審査料の徴収に関し必要な事項は、その都度倫理委員会が定める。

附 則

この内規は、令和8年10月1日から施行する。

研究倫理審査等申込書

信州大学医学部生命科学・医学系研究倫理委員会委員長 殿

研究責任（代表）者

医療機関名

所属・職名

氏名

電話番号

E-mail

住所 〒 -

私は、下記のとおり臨床研究に関する審査・報告を申込みます。

記

研究課題名	
研究責任者氏名	
研究の予定期間	研究機関の長の許可日 ～ 西暦 年 月 日
区分	☐ 新規審査申請（一般） ☐ 新規審査申請（迅速） ☐ 変更審査申請
研究体制	☐ 単機関の研究 ☐ 多機関共同研究（ ☐ 2～10施設 ☐ 11～50施設 ☐ 51施設以上）
連絡担当者	所属・職名： 氏名： 所在地：〒 - 電話番号： E-mail：
審査手数料の 請求先	☐ 研究責任者 ☐ 連絡担当者 ☐ その他（備考欄に記載してください）
備考	

以上